聖書は、創造者なる神の「知恵、知識、真理の宝庫」

「**直ぐな心で(ヨシェル)」**、聖書に向かう者は多くの宝を見つけ、何よりも神に出会う 詩篇 119:7、エペソ人 6:5 「**真心から**」、マタイ 13:44-46

しかし、深く知ること「知識」をどれほど積んでも、信じ委ねる「信仰」には至らない

→2ダイナミックな多角的、立体構造:

神の視点、人類史に先立って配備された神の考案、天地宇宙の全被造物は神を証し

→3 古代へブル (イスラエル) 史を通して記された正確な人間史:

科学、考古学、世俗の歴史書による裏づけ、時代考証 過去(史実)を学び、現在を見分け、未来を見通す洞察力習得のテキスト

使徒パウロの宣教 その2

キリストの使徒としてのパウロの資格証明

- 1. パウロは人に取り入らない
- 2. 受けた啓示はキリストからである
- 3. かつて、ユダヤ教徒であったころの熱意、もっと良いもののために完全に放棄された
- 4. パウロ、ほかの使徒たちに会う前に恩寵/キリストの恵みを宣教
- 5. 後に使徒たち、パウロの宣教に何もつけ加えなかった
- 6. 使徒たち、パウロが真の使徒であることを認めた
- 7. ペテロ、パウロに非難されたとき、パウロに従った

福音宣教の黎明期

☆御国(神の国)の福音、十二使徒たちによって広められた

☆キリストこそへブル語聖書の約束したメシヤとのメッセージ、ユダヤ人たちに伝えられた

☆その結果、ステパノの殉教

☆サマリヤ人への福音宣教

☆サウロ (パウロ) の救い

☆異邦人への福音宣教

☆神、特にパウロに、「教会の秘義」を明らかにされた

それは、御国の福音が成就するまでの期間、世界中に伝搬される全人類に及ぶ救いであった ☆初代教会の黎明期、この神の恩寵/恵みのご計画を理解できない信徒が多かった

☆この問題は最終的にエルサレムの教会会議で解決された → 使徒の働き15章

エルサレム会議

- (1) パウロの回心後、異邦人に対する神の新しいご計画の始まり
- (2) パウロは、キリストのからだ、一教会― のために、異邦人に遣わされた神の使徒
- (3) 神の国/御国のご計画はキリストのからだ完成後、この地上に達成される

割礼派のユダヤ人

☆人は信仰と律法を守ることによって救われると教えた

☆ガラテヤの異邦人教会を訪ね、人々をかき乱した

ガラテヤ書

2音

- :1「…十四年たって、私は、バルナバと…再びエルサレムに上りました」(下線付加):
 - *エルサレムの教会からアンテオケに派遣された信徒バルナバ
 - → 使徒の働き11章
 - *パウロを、アンテオケでの働きに加わるようにと招いた
 - *聖霊に満ちた善良な人

- $: 2 \mid \cdots$ 啓示によって上ったのです…おもだった人たちには個人的に…」(下線付加):
 - *エルサレムの指導者たち
 - *パウロ、明確な啓示があるまで、待った
 - *テトスはルカの弟か!
- :4「実は、忍び込んだにせ兄弟たちがいたので、強いられる恐れがあったのです…」:
 - *パウロ、エルサレムの指導者たちに個人的に会った
 - 1. 人々をかき乱す者たちを教会の中に入れないため
 - 2. 意見の相違が対立や論争に発展するようなことを避けるため
- :5「私たちは彼らに一時も譲歩しませんでした…福音の真理が…常に保たれるためです」:
 - *律法を救いの手段として擁護する、にせ兄弟たちの立場にパウロ、決して譲歩しなかった
- :6「そして、おもだった者と見られていた人たち…何もつけ加えることをしませんでした」:
 - *エルサレム教会会議、パウロのメッセージを是認
- :7「…私が割礼を受けない者への福音をゆだねられていることを理解してくれました」:
 - *異なった領域、異なった対象、異なったアプローチ、賜物を生かし、示された啓示に従って 独立して働くことはみな、神の知恵
- :8「ペテロにみわざをなして、割礼を受けた者への使徒となさった方が、私にも…」:
 - *パウロ、ペテロに働かれたと同じ聖霊が自分にも働かれたことを指摘
- : 9「*…ヤコブと<u>ケパ</u>とヨハネが、私とバルナバに…右手を差し伸べました…*」(下線付加):

*ペテロのアラム語の名 「*交わり*」:

*ギリシャ語の「コイノニア」

働きの分割

☆使徒たち、一つのグループを異邦人に、もう一つのグループをユダヤ人への福音宣教に送った ☆極めて貧しかったエルサレムの信徒への配慮が強調、要求された →ローマ人15:26 ☆神はペテロにヨッパで、異邦人に門戸を開くようにと啓示を与えておられた

パウロの健全な信仰の証拠

- ①最後のエルサレム訪問時に、集めた献金をエルサレムに運んだ
 - →コリント人第一16:1-4
- ②以前にも、パウロとバルナバ、第一次宣教旅行の前に、救援物資をエルサレムの長老たちの 許に運んだ
 - →使徒の働き11:29-30

同じ福音

☆ペテロ、ペンテコステの日に、また、宮で祈りの時間に福音を宣教

☆ペテロ、聖霊に満たされて大胆に、大祭司アンナスなど宗教的指導者の前でも語った

☆ペテロ、ローマの百人隊長コルネリオの家でも宣教

☆ペテロ、ユダヤ人回心者に向けて書簡を送り、福音を語った

☆ペテロの福音はパウロの福音と何の違いもない

➡パウロ、使徒たちによってすでに語られていた福音に強調的に「信仰による義認」を加えた

: 11「ところが、ケパがアンテオケに来たとき、彼に非難すべきことがあったので…」:

- *エルサレム会議の後、ペテロ、アンテオケを訪ねた
- *キリストにあって「一つのからだ、一つの霊、一つの希望」を実証するペテロの行為
- *パウロ、ペテロの間違いを大目に見ることなく、聖書を基に面と向かって堂々と抗議

 ☆ペテロとの接触は、パウロにとってこれが三度目
 - 1. 最初は、使徒の働き9:26
 - 2. 次は、使徒の働き11:29-30
 - 3. 今回、パウロ、キリスト信仰の曲解、真理の曲解を招くようなことにならないように、 ペテロの行動に抗議せざるを得なかった
- ☆ガラテヤ人への手紙全体の目的:使徒としての自分の働きがほかの使徒たちに依存せず、 独立していることを明確にするためであった

:12「…彼は…その人々が来ると、割礼派の人々を恐れて…異邦人から身を引き…」:

- *エルサレム会議の決定は、ユダヤ人と異邦人との自由な交わりに道を開いた
- *ペテロ、この自由を率先して分かち合っていた
- *しかし、エルサレム教会の指導者たちが来るや、ペテロ、心に恐れを生じ、 批判されないような行動を取り始めた

: 13「*…ほかのユダヤ人たちも、彼といっしょに<u>本心を偽った行動</u>をとり…*」(下線付加):

- * 偽善
- *バルナバまでも影響を受けた
- ⇒人に対する恐れ、人からの非難、人の評価に対する動揺に免疫のある者はだれもいない

パウロが抱いた福音の真理に対する危機感

- ☆ペテロ、ユダヤ人の慣習遵守をも、異邦人の生活様式に従うことをも強いられることなく、 異邦人との食卓を囲んでの交わりを自由に楽しんでいた
- ☆しかし今、ペテロ、異邦人信徒にユダヤ人のように生きることを強要し始めた
- ☆ユダヤ人の割礼や食事規定を採用し、異邦人信徒とユダヤ人信徒との生活習慣の違いも 取り除こうとしていた
- ☆もし、異邦人信徒がこの強要に従えば、彼らは福音の真理、一エルサレム会議で確証済みー を犠牲にすることになる
- ➡ 恩寵/恵みの全原則が危険にさらされた
- ☆ペテロの行動が招く結果は、異邦人キリスト者の中からユダヤ人信徒グループを作ることで 「キリストの一つのからだ」なる教会の統合破壊になりかねなかった

指導者の優越性を認めることの危険

- ☆カトリック教会が初代の教皇とみなすペテロ自身の見解は?
- →マタイ16:18「...あなたはペテロです。わたしはこの岩の上にわたしの教会を建てます…」 ☆ペテロ、キリストからこのお言葉をいただいたとき、そのような優越性の教理について 何も知らなかった
- ☆むしろ、後世問題が生じる可能性を洞察し、警告の手紙を書いた
 - →ペテロ第一5:1-4
- ☆ペテロは霊に満ちた人であったが、それでも失敗を繰り返した
- ☆福音の真理を最優先にしたパウロ、ペテロが感情を害することをいとわなかった
 - →レビ記19:17

:16「…律法の行いによって義と認められる者は、ひとりもいないからです」:

- *ヘブル語(旧約)聖書自体、義認が律法の働きから来ないことを証し
 - →詩篇143:2、ヤコブ2:10

17、18節の意訳

- 「もし私たちユダヤ人が、キリストを信じることによって義とされることを求めるとき、 私たちも、異邦人と同じようにただの罪人に過ぎない立場に立っていることに気づくとしたら、 私たちユダヤ人を罪人にするのは、キリストだろうか? いや、決してそうではない。 私たちユダヤ人がキリストを通して義とされることを求めた後、自分を再び律法の下に押し つけるなら、自分が自分を罪人にしているのである」
 - *ユダヤ人にとって、自分たちが異邦人のレベルにまでひき降ろされたのは、 キリストが関わったためであるかのように思えた
 - *パウロ、この結論を拒絶
 - *そのような結論は、偽りの約束:「異邦人に対するユダヤ人の架空の優越性」のゆえ
 - *真の罪人は、キリストではなく、実質的に取り除かれたユダヤ人と異邦人との区別を 再び構築する者自身

パウロの非難は、実を結んだのだろうか?

☆ペテロ、明らかに、パウロの福音を支持 →ペテロ第二3:15-18

神の義 ローマ人3:21-24

- : 21「*…今は、律法とは別に…神の義が示されました*」(下線付加):
 - *ローマ人への書簡のテーマ
 - ★罪人の行為が義とされるには、十字架以外にない
 - ★宗教は、神の御前に自分自身を正当化しようとする人の側の試みにすぎない
 - *創世記3:21以降、憐みの神は人に覆いをかけてくださった
 - *今や、律法とは一線を画する別の道が、救いの解決策!
 - ★解決策は、唯一の療法としての「福音」
- : 22-23 「 \dots すべての人は、罪を犯したので、神からの栄誉を受けることができず」:
 - *異教徒、道徳人、宗教人、すべてが堕落、だれも神の基準に達することができない
- : 24「…神の恵み…キリスト・イエスによる贖いのゆえに、価なしに義と認められる…」:
 - *重要な言葉
 - ①「義と認められる」
 - †法的に罪がないことを宣言
 - † 「義」は人の働きの過程ではなく、神の突然の宣言
 - ②「値なしに」
 - + 恩寵によって
 - ③「贖い」
 - †身代金支払いによる、奴隷市場からの完全な解放
 - ④「神の恵み/恩寵」
- :19「しかし私は、神に生きるために、律法によって律法に死にました」(下線付加):
 - *律法は死んだ人を裁くことはできない
 - *信徒はキリストとともに埋葬され、生かされ、キリストとともに御座に着かせられる
- : 20「私はキリストとともに十字架につけられ…もはや私が生きているのではなく…」:
 - *律法は、死を超えて何の備えもない
 - * 『ガラテヤ人への手紙』の鍵となる聖句、この通りに生きるべき
 - *信徒は、律法の下にはおらず、恩寵/恵みの下にいる

律法 対 恩寵

☆安息日にたきぎを集めた男は石打刑に 民数記15:32-36 ⇔人のために設けられた安息日

☆親に反逆する子は石打刑に 申命記21:18-21 ⇔放蕩息子のたとえ

☆姦淫する者は石打刑に レビ記20:10 ⇔「もう罪を犯してはならない」

- ➡悔い改めた罪人に働く恩寵
- 1. 完全 2. 神聖 3. 正しい
- 5. 罪人を非難する⇔罪人を贖う

- 8. モーセによって⇔イエス・キリストによって

- 11. 罪人を殺す ⇔罪人を生かす
- 12. 罪の報酬は死 ⇔神の賜物は永遠の生命
- 13. 拘束下に置く ⇔自由の下に置く
- 15. 最善の人を非難する ⇔最悪の人を救う
- 16. 励行、禁止を命じる ⇔ 「もう成し遂げられた」ことを告知
- 17. 返済を支払えと命じる ⇔すべてを無償で赦す
- 18. 罪を犯した魂/人に死を宣告 ⇔信じて生きることを奨励
- 19. 神の御前にすべての口をふさぐ ⇔神を賛美するために口を開く
- 20. キリストによって終わらせられた⇔とこしえに留まる